

# 公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 会員の知識及び技術・技能向上の実施に関する要綱

## (目的及び趣旨)

第1条 公益社団法人沖縄市シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、発注者によりサービスを提供することにより、就業機会の拡大を図り、会員の公平な就業を確保する為に、知識及び技術・技能向上のための研修・講習会(以下「講習会」という。)を実施する。

## (講習会の種類)

第2条 講習会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 全会員を対象とするもの。
  - ア 接遇マナー等に関する事
  - イ 安全・適正就業等に関する事
  - ウ その他、会員の育成に必要な講習会等に関する事
- (2) 職群及び職群単位で実施するもの。
  - ア 草刈清掃業務、剪定業務等に関する事
  - イ 駐車場整理業務、施設管理業務等に関する事
  - ウ 福祉・家事援助サービス事業等に関する事
  - エ 介護支援事業等に関する事

## (講習会の計画及び実施方法)

第3条 講習会は、年度開始前に「講習会計画書」を作成し、実施するものとする。

- 2 接遇マナー、安全及び健康管理等、会員全体に関する講習会の計画及び調整は、安全・適正就業委員会が行う。
- 3 次に掲げる事項については、必要に応じ「講習会実施基準」を設け、効果的な講習会の実施にあたる。

## (講師)

第4条 講師については、センター会員の中から職群ごとに選任する。ただし、専門的な知識及び学識経験を要する講習会の講師については、外部に依頼することができる。

## (講師の選定)

第5条 講師の選定については、推薦された候補者について、第6条の選定基準に基づき、安全・適正就業委員会で審査する。

(選定基準)

第6条 選定基準は、次(別表1)のとおりとする。

- (1) センター入会後の経験年数
- (2) センター事業への貢献度  
センターでの役職(理事、地区長、班長、リーダー等)  
ボランティア活動等への参加  
会員の技能向上の為の講習会の実施及び参加
- (3) センター入会前の経歴
- (4) その他

(講師の選任)

第7条 講師の選任については、安全・適正就業委員会において、審査された候補者の中から理事長が選任する。

(委嘱状の交付)

第8条 選任された講師には、センター名で理事長が委嘱状を交付する。

(任期)

第9条 講師の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 講師に欠員が生じた場合は補選し、その任期は前任者の残任期間とする。

(調整会議)

第10条 職群で講師が多数の場合は、技能講習を計画・実施するにあたり、調整会議を開催する。なお、必要に応じて主任講師を置くことができる。

(謝金)

第11条 この講習会の講師には、会員講師の謝金(別表2)を支給し、外部講師には、外部講師の謝金(別表3)を支給する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 公益社団法人沖縄市シルバー人材センター会員の技術・技能向上の実施に関する要領(平成20年3月21日施行)は、廃止する。

# 別 表 1

( 選定基準表 )

会員番号		氏 名		年 齢	歳		
入 会 日	平成	年	月	日	経験年数	年	ヵ月
入会前の 職歴・経歴	(1)				免 許 資 格	(1)	
	(2)					(2)	
	(3)					(3)	
セ ン タ ー 事 業 へ の 貢 献 度 等							
項 目	詳 細						
センターでの 役職経験等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理 事 : 平成 年 ~ 平成 年 ( 年 )</li> <li>・地 区 長 : 平成 年 ~ 平成 年 ( 年 )</li> <li>・班 長、リ ー ダ ー : 平成 年 ~ 平成 年 ( 年 )</li> <li>・リ ー ダ ー : 平成 年 ~ 平成 年 ( 年 )</li> <li>・そ の 他 : 平成 年 ~ 平成 年 ( 年 )</li> </ul> <p>&lt;内容等: &gt;</p>						
センターでの 就業状況	<p>平成 年 ~ 平成 年 ( )</p> <p>平成 年 ~ 平成 年 ( )</p> <p>平成 年 ~ 平成 年 ( )</p>						
センター事業 への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通 常 総 会 ( 参加 ・ 不参加 )</li> <li>・安全・適正推進大会 ( 参加 ・ 不参加 )</li> <li>・その他 &lt;内容 : &gt;</li> <li>( 参加 ・ 不参加 )</li> <li>・各種研修・講習会等 ( 内 容 )</li> </ul>						
地区活動 への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地 区 総 会 ( 参加 ・ 不参加 )</li> <li>・地 域 班 長 会 ( 参加 ・ 不参加 )</li> <li>・その他の地区活動 ( 内 容 )</li> </ul>						
ボランティア活動 への参加	<p>( )</p> <p>( )</p> <p>( )</p>						
その他の事項							
総 評	適任者であるか ( 適 ・ 否 )						
	【総評】						

(承認日) 平成 年 月 日

選 定 委 員	委員長	委員	委員	委員	委員	委員

## 別 表 2

(会員講師の謝金)

区 分	基準額 1時間当たり	備 考
会員講師	750円	

## 別 表 3

(外部講師の謝金)

区 分	基準額(1時間) (市 内)	備 考
医者、大学教授、民間企業役員 著名民間専門家	5,000円	(1) うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、北中城村、中城村、浦添市、西原町からの講師については、1時間を加算  (2) それ以外の地域の講師については、2時間加算する。
大学・短大助教授、大学・短大講師 専門学校講師 官公庁及び民間企業上級管理者	4,000円	
上記以外の講師	3,000円	

講義時間が1時間に満たない場合は1時間とみなす。また、1時間を超える15分以上は、30分毎に基準額の半額を加算する。但し、上記基準によりがたい場合は、理事長が別に定める。